

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知）の新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
様式第 1 号 令和 年 月 日 買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書 (略) 1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、<u>飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）及び食料供給困難事態対策法（令和 6 年法律第 61 号）</u>並びにこれらの法律に基づく命令をいう。	様式第 1 号 令和 年 月 日 買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書 (略) 1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）<u>及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）</u>並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

別紙 1 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項 (調査、報告) 第 16 条 (略) 2 (略) 3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先が、<u>とう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合、給食等を提供する事業者</u>に販売する場合又は<u>とう精、輸送、保管若しくは決済能力を有する複数の卸売事業者と小売事業者等の実需者との間の契約等に基づき販売することとされている当該卸売事業者</u>に販売する場合（<u>転売による差益の収受を目的とするものではなく、当該実需者に販売された米穀が引き渡されることが明らかなものに限る。</u>）には、玄米による販売を行うことができる。 4～6 (略)	別紙 1 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項 (調査、報告) 第 16 条 (略) 2 (略) 3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先がとう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合や給食等を提供する事業者に販売する場合には、玄米による販売を行うことができる。 4～6 (略)
--	---

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。